

事務連絡  
令和3年2月5日

都道府県  
各指定都市 認可外保育施設主管部（局） 御中  
中核市  
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」等の解釈について

保育行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年9月30日付けで、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督基準」という。）、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「証明書通知」という。）及び「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「消費税通知」という。）の一部改正通知を送付したところです。

今般、複数の自治体より、指導監督基準の「第1 保育に従事する者の数及び資格 1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (1)後段」の記述について、疑義照会がありました。

当該疑義照会について、下記のとおり解釈及び今後の対応をお示しさせていただきますので、都道府県等におかれましては、御了知いただくとともに、適切に御対応いただくようお願いいたします。

関係の皆様にご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。

なお、本件については、今後速やかに必要な措置を講ずるとともに、別途お知らせすることを申し添えます。

## 記

1 指導監督基準の「第1の1の(1)」における「(略) また、1日に保育する乳

幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。」の解釈については、認可外保育施設において保育従事者を常時二人以上配置しなくてよいとされる時間帯の例として「夜間・午睡の時間帯を除き」と示したのみであり、「夜間・午睡の時間帯で乳幼児一名のみ預かる場合に保育従事者の二人以上配置が必要」という趣旨ではないこと。

- 2 仮に、「夜間・午睡の時間帯で乳幼児一名のみ預かる場合に保育従事者の二人以上配置が必要」と解釈し、その点のみを理由として貴自治体において「証明書」の交付を行わない又は返還を求めた施設が現にあった場合は、早急に、以下の連絡先まで御連絡されたいこと。

なお、その場合は、当該施設に対しては、1の解釈に基づき、当初発行されるべき日付で証明書を交付すること又は返還の求めを取り消すことが適切と考えられるが、詳細は御連絡いただいた事実関係を踏まえて伝達することを申し添える。

**【本件連絡先】**

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)